

絵本のまち板橋公式Instagram運用ポリシー

(令和5年3月28日 4板政広第201号)

(目的)

第1条 この運用ポリシーは、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、絵本のまち板橋公式Instagramを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用ポリシーにおいて使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) Instagram (Instagram)

米国 Meta,Inc が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

(2) 絵本のまち板橋公式Instagram

絵本のまち板橋に関して、ブランド戦略担当課が発信主体となり、ブランド戦略担当課長が運用するInstagramをいう。

(3) 運用ポリシー

絵本のまち板橋公式Instagramの運用方針や取り決めをいう。

(運用体制)

第3条 絵本のまち板橋公式Instagramの運用に係る管理体制は次のとおりとする。

(1) 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）は、ブランド戦略担当課長とする。

(2) 運用補助者は、政策企画課職員とする。

(3) 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

第4条 絵本のまち板橋公式Instagramのアカウント登録内容は次のとおりとする。

(1) 名前：絵本のまち板橋

(2) ユーザー名：ehon_itabashi

(3) その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止及び発生時の対応)

第5条 第三者によるなりすまし等を防止するため、絵本のまち板橋公式Instagramのアカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

第6条 絵本のまち板橋公式Instagramにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

- (1) 絵本のまち板橋の取組・イベント情報のうち、画像・映像共有の手段により広く区民等に周知すべき情報。
- (2) その他、管理者が適当と認める情報。

(投稿方法)

第7条 絵本のまち板橋公式Instagramへの投稿は次のとおりとする。

- (1) 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、次の各号における場合はこの限りではない。
 - (ア) 緊急の場合など、判断する暇がない場合。
 - (イ) イベントの様子などあらかじめ投稿内容の範囲が限られており、管理者の判断を必要としない場合。
- (2) 前号ただし書きに基づく投稿がなされた場合は、投稿後速やかに管理者へ報告しなければならない。

(区民等からの投稿写真利用方法)

第8条 区民等からの「絵本のまち板橋」に関連する投稿写真を区公式ホームページ及び板橋区広報媒体にて活用する。別紙のとおり投稿写真の利用方法を定め、区ホームページに常時掲載し、利用方法についての周知を行う。

第9条 絵本のまち板橋公式Instagramの運用にあたっては、区が別に定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」を遵守する。

(免責)

第10条 この運用ポリシーは、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第11条 この運用ポリシー本文に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和5年4月1日から施行する。